

令和3年9月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和3年9月24日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和3年9月24日(金) 午後1時30分から午後1時56分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会長	1番	松村 孝市	会長代理	2番	榎本 太
委員	3番	本間 浩	委員	4番	南波 雅子
委員	5番	澁谷 和幸	委員	6番	柳澤 兵庫
委員	7番	田村 信秀	委員	8番	西奈美 公平
委員	9番	藤村 信広	委員	10番	忠 貞夫
委員	11番	川上 勝之	委員	12番	今井 輝子
委員	13番	馬場 勝	委員	14番	安城 守英

農地利用最適化推進委員(7人)

委員	中条	16番	高橋 一栄
委員	乙	17番	小泉 正
委員	乙	18番	石栗 博美
委員	築地	19番	小熊 威
委員	築地	20番	浮須 宗之
委員	黒川	21番	今井 明
委員	黒川	22番	片野 賀津雄

4 欠席委員(1人)

委員:中条:15番:佐藤 隆

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 胎内市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

6 農業委員会事務局職員

事務局長:榎本富夫、係長:高橋知也、主任:伊藤崇

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和3年9月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、3番本間浩委員、4番南波雅子委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、9月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>9月17日、9月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様にご覧いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が1件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により、西条町地内の田について売買するもので、面積の合計は442㎡、売買価格は10a当たり〇〇円、総額〇〇円です。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、8番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る9月17日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班の委員4名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が1件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がございましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p>
	(農業委員・挙手)
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第 1 号議案は、許可することに決定いたしました。 次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。 第 2 号議案は、仮設ヤードための一時転用が 1 件、山砂採取のための一時転用が 1 件の、計 2 件であります。 1 番の案件は、都市計画用途地域である野中地内の田において、携帯電話基地局設備増設工事の仮設ヤードをするための転用で、申請面積は 94.5 m²、期間は許可の日から令和 4 年 3 月 31 日までであります。 2 番の案件は、築地地内の休耕畑において山砂採取のための一時転用で、申請面積は 11,956.77 m²、採取期間は許可の日から 1 年間とするものであります。 議案書 3 ページをお願いします。1 番及び 2 番の案内図をお示ししております。右側 2 番をご覧ください。申請地が丸で囲み着色されておりますが、中央左に空白があります。こちらにつきましては山砂採取の区域ではあります、地目が山林となっている箇所であります。 第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、8 番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8 番	<p>それでは、ご報告いたします。 第 2 号議案は、仮設ヤードための一時転用が 1 件、山砂採取のための一時転用が 1 件の、計 2 件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p>

議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案の 1 番については県農業会議に諮問せずに許可し、2 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可をすることに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、1 番については県農業会議に諮問せずに許可し、2 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案は、新地目を山林とするものであります。</p> <p>1 番の案件は、下赤谷地内の畑において、昭和 60 年頃より耕作されずに放棄されたものであります。</p> <p>申請者からの相談を受け、これまでの経緯の確認・現地調査などにより、山林化し農地に復元することが困難であることから、「農地法の適用を受けない事実確認願い」により「非農地」として取り扱うこととしたいため、ご提案するものであります。</p> <p>4 ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の事前審査結果について、8 番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、山林化し農地に復元することが著しく困難であることから「非農地」と認められ、事前審査会では申請のとおり相違ないことを確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p>
	(農業委員・挙手)
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案を、ご説明いたします。</p> <p>議案書5ページをお願いします。</p> <p>第4号議案は、労力不足により農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが5件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが2件、労力不足により賃借権を再設定するものが4件、労力不足により使用賃借権を再設定するものが1件の、計12件であります。</p> <p>1番から5番は、中間管理事業により10年間から15年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、16,000円から20,000円であります。</p> <p>6番は、労力不足により3年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円であります。</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>7番は、労力不足により5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円であります。</p> <p>8番から11番は、労力不足により認定農業者等に3年間から5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は13,000円、またはコシヒカリ30kgから60kgであります。</p> <p>12番は、認定農業者に5年間の使用賃借権を再設定するものであります。</p> <p>第4号議案の利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の事前審査結果について、8番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案は、労力不足により農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが5件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが2件、労力不足により賃借権を</p>

	<p>再設定するものが4件、労力不足により使用貸借権を再設定するものが1件の、計12件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案「胎内市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>この案件は、7月総会で審議いただいた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴い、基本構想の経営目標をあっせん基準の別表に反映する見直しや、押印廃止により様式から押印欄の削除の他、文言と様式の整理を行うものであります。左側が告示内容、右側から変更した別表が続きます。</p> <p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>9ページからあっせん基準に関する様式となります。</p> <p>議案書13ページをお願いします。</p> <p>13ページから新旧対照表となっております。改正箇所について下線が入っており、備考欄にはその内容が記載されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第5号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>

議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第5号議案について、事務局説明のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第5号議案は、承認することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和3年9月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和3年9月24日

議 長 _____

3 番 _____

4 番 _____